

栄町議会議員慶弔規程

平成 8 年 7 月 2 9 日制定

平成 8 年 8 月 1 日施行

平成 2 6 年 1 月 1 6 日改正

平成 2 6 年 2 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、栄町議会議員（以下「議員」という。）の慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(慶弔)

第 2 条 議員に慶弔のことがあるとき又は議員が退職したときは、別表に定めるところにより、慶祝金、弔慰金、見舞金、餞別金（以下「慶弔金等」という。）を贈るものとする。

2 議員は、前項の規定により慶弔金等を受けたときは、これに係る返礼をしないものとする。

(積立金)

第 3 条 慶弔に要する経費に充てるため、議員は、毎月 5, 0 0 0 円を積み立てるものとする。

2 前項の規定により積み立てられた積立金（利子相当分を除く。）は、議員の任期満了時に精算し、剰余金が生じたときはこれを議員に返還するものとする。

(庶務)

第 4 条 積立金の徴収その他慶弔に関する庶務は、栄町議会事務局において処理する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、慶弔に関し必要な事項は、必要に応じ議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

(栄町議会議員親睦会会則の廃止)

2 栄町議会議員親睦会会則は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、すでに徴収された慶弔費については、この規程に基づき徴収された積立金とみなす。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

別表（第2条第1項）

| 慶弔金等 | 事由 | 贈答の種類 |
|------|--------------------------|----------|
| 慶祝金 | 本人が結婚したとき。 | 30,000円 |
| 弔慰金 | 本人が死亡したとき。 | 100,000円 |
| | 配偶者が死亡したとき。 | 10,000円 |
| | 実父母若しくは子又は同居の義父母が死亡したとき。 | 10,000円 |
| 見舞金 | 本人が7日以上入院しているとき。 | 30,000円 |
| 餞別金 | 自己の都合により退職したとき。 | 30,000円 |